

利益相反防止規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ORGAN(以下「この法人」という。)の役職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3. 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを、ほかの理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規程に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前 3 条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務部と連携して申告内容の確認をした上、申告を行った者が理事である場合にはコンプライアンス担当理事(コンプライアンス担当理事が申告した場合は、ほかの理事)が必要に応じ、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

2. 前項にかかわらず、第 3 条 3 項に規定する場合、申告を受けた代表理事又はそのほかの理事は、総務部と連携して申告内容を確認した上、必要に応じ、当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、総務部にて管理するものとする。

(役職員等の義務)

第7条 この法人の役職員が、利益相反に該当する、あるいは該当する可能性がある取引を行う場合には、原則として事前に理事会の承認を得るものとする。

2 ただし、50万円(税抜)以下の受発注については、コンプライアンス担当理事の承認を得たうえで、理事会へ報告するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月26日理事会決議)